

ありがとう！三田っ子応援寄附
応援事業者を募集しています！

三田市ふるさと納税応援事業者募集要領

1 目的

市では、全国の皆様からいただいた「ふるさと納税」に対する感謝の気持ちをお伝えするため、三田市ならではの地域の品を「お礼の品」としてお贈りしています。お礼の品の発送により、市外に三田市の魅力を発信し「三田ファン」の拡大と寄附の推進を図っています。

この事業の推進にあたり、このたびお礼の品の価格帯を見直し、「お礼の品」の提供にご協力いただける応援事業者を広く募集します。

2 応援事業者のメリット

- (1) 市のホームページや全国のふるさと納税ポータルサイトを通して事業者名、商品をPRできます。
- (2) お礼の品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封していただくことで、自社商品の販売促進、PRが図れます。
- (3) 新たな商品開発や新たな事業者とのコラボレーションの可能性が高まります。

3 募集するお礼の品

- (1) 三田市の魅力を「触れて」「感じて」「ファンになる」商品や三田市のPRにつながる商品やサービスで、以下の①～③に該当するものとします。なお、1事業者につき、同じ価格帯での提案は複数でも可とします。（応募の状況によっては、個数の調整をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

① 農産物：三田市内で生産、収穫されたもの。

② 畜産物：市内で飼育されたもの。

※ ただし、牛肉は三田肉流通振興協議会取扱要領の「三田肉の基準」に基づくものとします。

③ その他：①、②以外のほか、すでに販売実績があるもの、又は販売実績があるものにオリジナリティを付加したもので、かつ市のPRにつながる商品やサービス。

※ 単品に限らず詰め合わせセット等でも構いません。

- (2) 提供する「お礼の品」の価格は以下のいずれかとします。（いずれも商品・送料・梱包に係る費用及び消費税含むものとします。）

寄附金額	お礼の品の価格	市負担額
10,000 円以上	3,000 円相当額以上	3,000 円
11,000 円以上	3,300 円相当額以上	3,300 円
12,000 円以上	3,600 円相当額以上	3,600 円

13,000 円以上	3,900 円相当額以上	3,900 円
14,000 円以上	4,200 円相当額以上	4,200 円
15,000 円以上	4,500 円相当額以上	4,500 円
16,000 円以上	4,800 円相当額以上	4,800 円
17,000 円以上	5,100 円相当額以上	5,100 円
18,000 円以上	5,400 円相当額以上	5,400 円
19,000 円以上	5,700 円相当額以上	5,700 円
20,000 円以上	6,000 円相当額以上	6,000 円
21,000 円以上	6,300 円相当額以上	6,300 円
22,000 円以上	6,600 円相当額以上	6,600 円
23,000 円以上	6,900 円相当額以上	6,900 円
24,000 円以上	7,200 円相当額以上	7,200 円
25,000 円以上	7,500 円相当額以上	7,500 円
26,000 円以上	7,800 円相当額以上	7,800 円
27,000 円以上	8,100 円相当額以上	8,100 円
28,000 円以上	8,400 円相当額以上	8,400 円
29,000 円以上	8,700 円相当額以上	8,700 円
30,000 円以上	9,000 円相当額以上	9,000 円
40,000 円以上	12,000 円相当額以上	12,000 円
50,000 円以上	15,000 円相当額以上	15,000 円
60,000 円以上	18,000 円相当額以上	18,000 円
70,000 円以上	21,000 円相当額以上	21,000 円
80,000 円以上	24,000 円相当額以上	24,000 円
90,000 円以上	27,000 円相当額以上	27,000 円
100,000 円以上	30,000 円相当額以上	30,000 円
200,000 円以上	60,000 円相当額以上	60,000 円
300,000 円以上	90,000 円相当額以上	90,000 円

※ 30,000 円、60,000 円、90,000 円相当額以上お礼の品については、複数回に分けての定期発送等の提案も可。(期間はおおむね 6 か月以内)

例) 10,000 円相当の品を月に 1 回発送 (計 3 回)、10,000 円相当の品を毎月発送 (計 6 回)

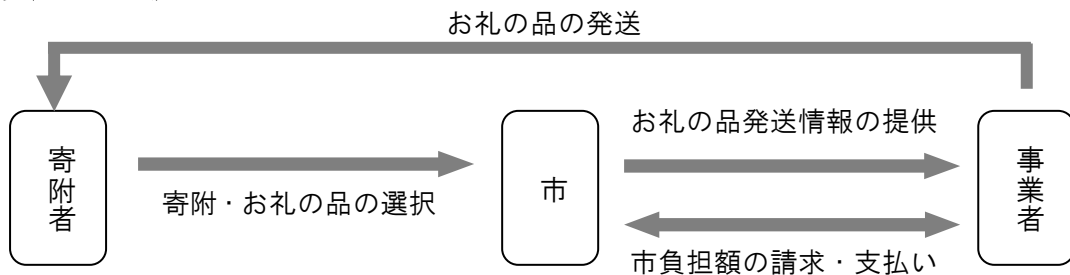
4 募集する応援事業者

三田市ふるさと納税応援事業者として提案、応募できる事業者は上記のお礼の品が提供でき、当要領の内容に同意し履行できる者の他、以下のいずれにも該当する事業者とします。

(1) 次の要件を二つ以上満たしていること。

- ① 市内に事業所があるもの。
 - ② お礼の品について原材料に市内の産品を一部、もしくは全て使用しているもの。
 - ③ お礼の品について市内で加工しているもの。
 - ④ 高いブランド力により、本市のPRに寄与すると市が認めるもの。
- (2) 事業者は、税について滞納がないこと。
- (3) 事業者の役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託の請負契約を締結する事務所の代表者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員でなく、また暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 原則として三田市が無料で提供する三田市出荷依頼管理システムを使用できるインターネット環境（インターネットに繋がっている端末が1台あればよい。）及び人員を備えていること。ただし、やむをえない事情がありシステムの導入が困難な場合は、お礼の品発送に際し、送付先に事前連絡を行い、発送後は速やかに市に報告を行うこと。

5 発送までの流れ



6 応援事業者の役割

(1) お礼の品について

お礼の品は、あらかじめ三田市が承認したものに限り、在庫管理を適切に行い、内容、出荷可能数量や取扱期間など変更が生じた場合は、速やかに三田市に連絡してください。

(2) お礼の品の発送

市から寄附者情報の連絡があった場合、速やかに寄附者に対してお礼の品を発送することとし、発送が大幅に遅れる場合は、必ず市に連絡してください。この際、送付日時などの調整が必要な場合は、応援事業者の責任において、当該寄附者に連絡、調整してください。市からの連絡方法については、市と応援事業者とであらかじめ協議して決定します。また、発送時には三田市から事前にお渡ししているお礼状等を必ず同封し、寄附者と送付先が異なる場合は、送付カードに記入の上、同封してください。この際、自社及び自社商品の広告物等を同封しても差し支えありません。

(3) 市への報告

お礼の品の発送が終了した際には、速やかに発送情報を出荷管理システムへ入力してください。システムを利用しない場合の報告方法については、市と応援事業者とであらかじめ協議して決定します。

(4) 市への請求

毎月のお礼の品の送付実績を翌月の10日まで(毎年度3月送付実績については翌月5日まで)に所定の様式で報告してください。その際、市負担金の請求を行ってください。

(5) その他留意事項

お礼の品の発送に係る事故、トラブル等が起きないように細心の注意を払い、万が一発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、応援事業者の責任において適切に処理してください。また、お礼の品の品質等に係る保証やトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いません。

7 募集期間

募集期間：随時受付

8 申し込み方法

本募集要領の内容を十分ご理解いただいた上で、別紙「三田市ふるさと納税応援事業提案書」に必要事項を記入し、必要書類とともに三田市まちのブランド観光課まで提出してください。

なお、提出時には提案内容についての確認をさせていただきますので、提出は、事前に電話・メール・FAXにてご連絡のうえ、窓口までご持参いただくことを原則としますが、困難な場合はご相談ください。

連絡先

三田市まちのブランド観光課 ふるさと納税担当
TEL 079-559-5012 FAX 079-559-5024
E-mail furusato-kifu@city.sanda.lg.jp

9 お礼の品及び応援事業者の決定

市で提案内容を精査し、提案書の可否を決定し、提案事業者に「三田市ふるさと納税応援事業審査結果通知書」にてお知らせします。この通知を受けた事業者は、ふるさと納税応援事業について市と確認書を交わすこととします。

10 決定後の流れ

- ・ お礼の品画像の提供（インターネット掲載用）
- ・ 出荷管理依頼システムの利用手続き
- ・ お礼の品進呈開始時期の調整

11 お礼の品の中止または辞退について

(1) お礼の品の中止

承認されたお礼の品を中止する場合は、中止しようとする日から原則7日前までに、市に「三田市ふるさと寄附応援事業中止等申請書」を提出のうえ承認を得てください。なお、中止後であっても、中止前に寄附者から申し込みのあったお礼の品については、応援事業者が責任をもって発送するものとします。

(2) 承認の有効期間

お礼の品及び事業者に係る承認の有効期間

承認日から承認日の属する年度の翌年度末日まで

(ただし、1ヶ月前までに市もしくは応援事業者のいずれかの申し出がない場合は、市の通知があるまで継続するものとする)

(3) 応援事業者の辞退

有効期間中に応援事業者を辞退する場合には、辞退する1ヶ月前までに市に「三田市ふるさと寄附応援事業中止等申請書」を提出し、承認を得てください。なお、辞退した後であっても辞退する前に寄附者から申し込みのあったお礼の品については、事業者が責任をもって発送するものとします。

(4) 承認の取消

応援事業者が前述した4および6に該当しない事実が判明した場合、かつ改善がされない場合には市から承認を取り消すことができます。

12 その他

(1) 委託等の禁止

応援事業者は、この事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。また、応援事業者は、この事業の実施に係る権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。ただし、書面により市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

(2) 個人情報の取り扱い

応援事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報は厳重に管理するとともに、お礼の品の送付以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。なお、応援事業者でなくなった後においても同様とします。また、応援事業者は、目的の達成後はその個人情報を速やかに破棄し、お礼の品の送付以降、寄附者へ広告物等を送付してはなりません。

ただし、お礼の品への自社パンフレット同封により、改めて寄附者から応援事業者への商品購入の申し込み等で入手された個人情報は対象外です。